

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1057 号（諮問第 1725 号）

件名：旅行命令一覧等の一部開示決定に関する件

### 1 開示請求

平成 28 年 3 月 30 日、平成 29 年 5 月 29 日、同年 8 月 29 日及び平成 30 年 6 月 27 日

### 2 原処分

平成 28 年 5 月 13 日、平成 29 年 6 月 12 日、同年 7 月 12 日、同年 9 月 12 日及び平成 30 年 7 月 11 日（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表 1 の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示とした。

### 3 審査請求

平成 28 年 5 月 19 日、平成 29 年 6 月 16 日、同年 7 月 18 日、同年 9 月 15 日及び平成 30 年 7 月 17 日

### 4 諮問

令和 5 年 2 月 3 日

### 5 答申

令和 5 年 5 月 29 日

### 6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、別表 2 の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 7 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

#### (2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書のうち、分類 1（以下「分類 1」という。）

同欄に掲げる分類2以下も同様とする。)は、平成27年度の男女共同参画推進課長の旅行命令一覧である。分類2は、平成28年度の男女共同参画推進課の職員の勤務管理簿である。分類3は、平成28年度の男女共同参画推進課の職員の年次有給休暇処理簿及び休暇承認簿・欠勤簿である。分類4は、平成28年度の人づくり・福祉対策特別委員会県内調査に際し、調査先であるA社から入手した、同社の女性の活躍に関する資料である。分類5は、DV被害者及び性暴力を含めた犯罪被害者への支援のために男女共同参画推進課が出席して入手した説明会等の資料である。分類6は、職員のワーク・ライフ・バランス推進要綱に基づき作成された男女共同参画推進課の職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた進捗管理シート及び平成30年3月26日付けで人事課から発出された職員の出勤状況等に関する調査に対し、男女共同参画推進課がした回答のうち、子育てに関する実態が分かる部分を抜粋したものである。

実施機関は、別表2の1欄に掲げる部分を同表の2欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第7条第2号及び第3号イに該当しない旨を主張していることから、実施機関が不開示とした別表2の1欄に掲げる部分が条例第7条第2号及び第3号イに該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、条例第7条第2号該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、分類1には、職員番号、個人の所在が特定できる自治体の名称並びに出発地コード及び帰着地コードのうち自宅発着に係るもの、分類2には、職員番号、休暇等の名称及び取得状況、分類3には、職員の休暇に係る前年度からの繰越し日数、本年度の総日数、届出月日、期間、累計及び理由、

分類5には、警部補以下の階級にある警察職員の氏名及び団体の担当者の氏名、分類6には、子の出生前後8週間に休暇を取得した職員の氏名等個人が分かる部分、職員番号及び休暇等の取得状況が記載されていることが認められた。

これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されていることから、条例第7条第2号本文に該当する。

知事が管理する行政文書の開示等に関する規則(平成12年愛知県規則第29号)第3条の2に定める警部補及び同相当職以下の警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を公にした場合、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2号ただし書ハの適用を除外されているところ、分類5の警察職員の個人の氏名については、公務員であるが警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員の氏名であるため、同号ただし書ハに該当しない。

また、分類2の休暇等の名称、分類3の職員の休暇に係る前年度からの繰越し日数、本年度の総日数、届出月日、期間、累計及び理由並びに分類6の子の出生前後8週間に休暇を取得した職員の氏名及び休暇等の取得状況といった個人の休暇に関する情報は、当該職員の私生活に関わる情報であることから、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められないため、条例第7条第2号ただし書ハに該当しない。

そのほか、同号ただし書イ、ロ、ハ及びニのいずれにも該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は、いずれも条例第7条第2号に該当する。

(5) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第7条第3号イ該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、分類 1 の出発地コード及び帰着地コードのうち公署発着に係るものは、職員の旅費の請求等に係る総務事務システムを開発した法人が独自に設けたものであり、その法人のノウハウに係る情報であるとのことである。

また、実施機関によれば、分類 4 には、A 社が公開していない男女別の平均勤続年数が記載されており、仮に公にした場合に当該法人の雇用情勢の現状に対し誤解を招くおそれや他社との採用競争に悪影響を及ぼすおそれがあるとのことである。

当審査会において本件行政文書の不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおりの内容が記載されており、分類 1 の出発地コード及び帰着地コードのうち公署発着に係るもの及び分類 4 の A 社の男女別の平均勤続年数は、法人の内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は、いずれも条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表 1

1 請求内容	2 行政文書の名称		3 一部 開示決定	4 審査 請求年 月日
請求 1 H27年度課長の 旅行命令書	分類 1	・平成 27 年度 課長 旅行命令一 覧	平成 28 年 5 月 13 日 付け 28 男 女第 53-2 号	平成 28 年 5 月 19 日
請求 2 平成 28 年度 の職員の有給 取得状況がわ かる文書	分類 2	・平成 28 年度勤務管理簿	平成 29 年 6 月 12 日 付け 29 男 女第 73-2 号	平成 29 年 6 月 16 日
	分類 3	・平成 28 年度年次有給休暇処理簿 ・平成 28 年度休暇承認簿・欠勤簿		
請求 3 H28 年度 H 29 年度 民 間企業が設置 した保育室に 関する文書	分類 4	・A 社説明資料	平成 29 年 7 月 12 日 付け 29 男 女第 105-2 号	平成 29 年 7 月 18 日
請求 4 性暴力被害者 への支援の内 容・実績が記 載されている 文書 H28 年 度（生育歴、 生活歴を含 む）	分類 5	・「犯罪被害者支援ハンドブック」 作成にかかる説明会 ・会議等状況報告書（愛知県関連諸 機関とDVサポートネットワークと の懇談） ・平成 28 年度愛知県DV被害者保 護支援ネットワーク会議	平成 29 年 9 月 12 日 付け 29 男 女第 155-2 号	平成 29 年 9 月 15 日
請求 5 愛知県職員の 実態がわかる 文書（子育て に関する部分	分類 6	・職員のワーク・ライフ・バランス の推進に向けた進捗管理シート ・職員の出勤状況等調査について （平成 30 年 4 月 10 日回答 子育て に関する実態が分かる部分抜粋）	平成 30 年 7 月 11 日 付け 30 男 女第 128-2 号	平成 30 年 7 月 17 日

別表 2

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 1	<p>職員番号、個人の所在が特定できる自治体の名称</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p>出発地コード、帰着地コード</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p> <p>条例第7条第3号イに該当 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため</p>
分類 2	<p>職員番号及び休暇等の名称</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>
分類 3	<p>前年度からの繰越し日数、本年度の総日数、届出月日、期間、累計及び理由</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため</p>
分類 4	<p>男女別の平均勤続年数</p> <p>条例第7条第3号イに該当 法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p>
分類 5	<p>個人の氏名</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているため</p>

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由
分類 6	<p>職員の氏名、職員番号及び休暇等の取得状況</p> <p>条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されているもの、又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものが記載されているため</p>